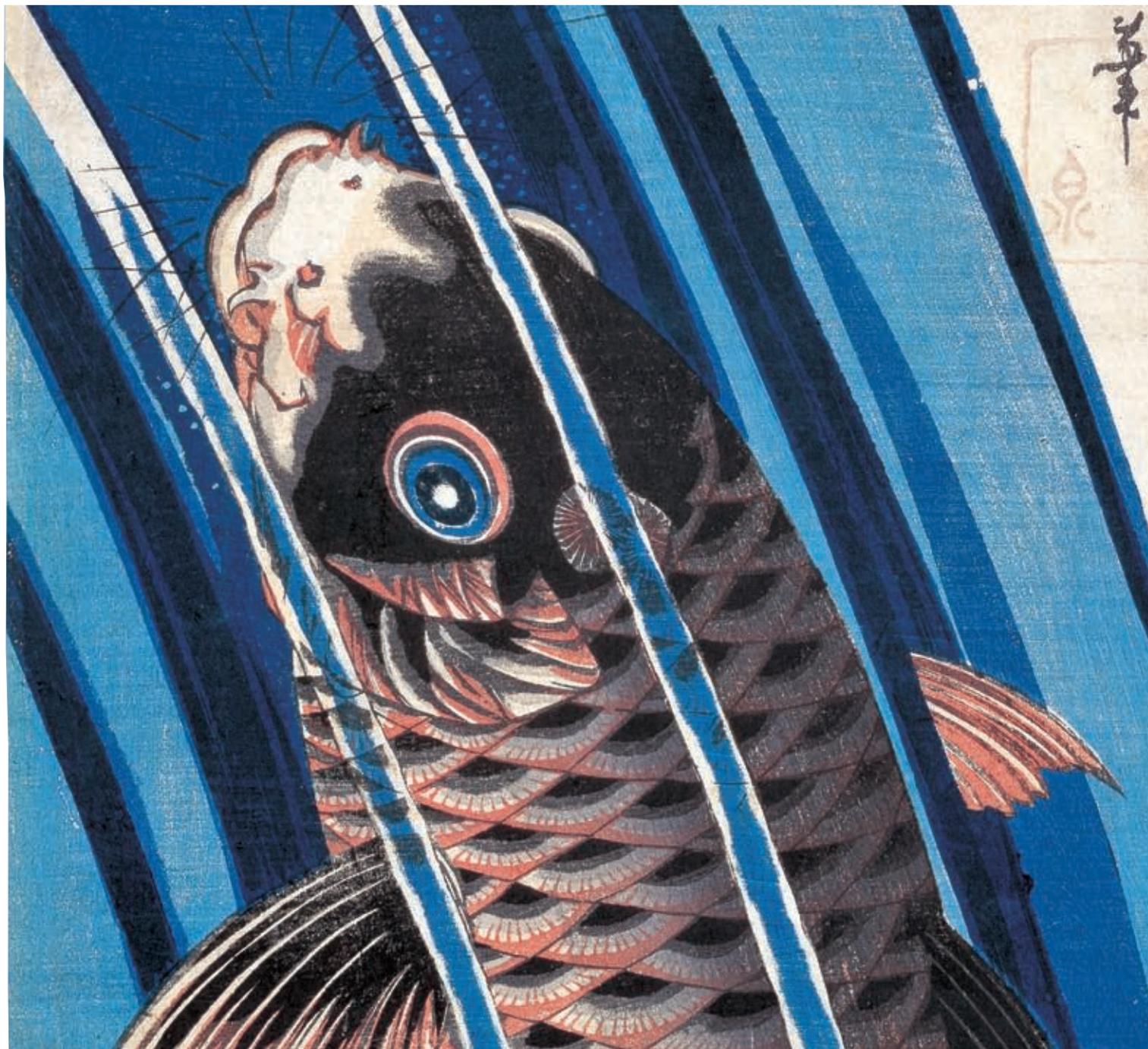


国立国会図書館



納本制度と私 永江 朗

日本の子どもの文学 誌上展示会

国際子ども図書館 第2次基本計画の策定

2011.5
No. 602

国立国会図書館利用案内

東京本館

所在地 〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1
電話番号 03(3581)2331
利用案内 03(3506)3300(音声サービス)
03(3506)3301(FAXサービス)
ホームページ <http://www.ndl.go.jp/>
利用できる人 満18歳以上の方
資料の利用 館内利用のみ。館外への帯出はできません。
休館日 日曜日、国民の祝日・休日、年末年始、資料整理休館日(第3水曜日)
おもな資料 和洋の図書、和雑誌、洋雑誌(年刊誌、モノグラフシリーズの一部)、和洋の新聞、各専門室資料

サービス時間

開館時間	月～金曜日 9:30～19:00 土曜日 9:30～17:00	即日複写受付	月～金曜日 10:00～18:00 土曜日 10:00～16:00
	※ただし、音楽・映像資料室、憲政資料室、古典籍資料室の開室時間は17:00までです。	後日複写受付	月～金曜日 10:00～18:30 土曜日 10:00～16:30
資料請求時間	月～金曜日 9:30～18:00 土曜日 9:30～16:00	オンライン複写受付	月～金曜日 10:00～17:30 土曜日 10:00～15:30
	※ただし、音楽・映像資料室、憲政資料室および古典籍資料室の資料請求時間は16:00までです。		

■見学のお申込み／国立国会図書館 資料提供部 利用者サービス企画課 03(3581)2331 内線26111

関西館

所在地 〒619-0287 京都府相楽郡精華町精華台8-1-3
電話番号 0774(98)1200(音声サービス)
利用案内 0774(98)1212(FAXサービス)
ホームページ <http://www.ndl.go.jp/>
利用できる人 満18歳以上の方
資料の利用 館内利用のみ。館外への帯出はできません。
休館日 日曜日、国民の祝日・休日、年末年始、資料整理休館日(第3水曜日)
おもな資料 和図書・和雑誌・新聞の一部、洋雑誌、アジア言語資料・アジア関係資料(図書、雑誌、新聞)、科学技術関係資料、文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書、博士論文

サービス時間

開館時間	月～土曜日 10:00～18:00	即日複写受付	月～土曜日 10:00～17:00
資料請求時間	月～土曜日 10:00～17:15	後日複写受付	月～土曜日 10:00～17:45
セルフ複写受付	月～土曜日 10:00～17:30	オンライン複写受付	月～土曜日 10:00～17:00

■見学のお申込み／国立国会図書館関西館 総務課 0774(98)1224 [直通]

国際子ども図書館

所在地 〒110-0007 東京都台東区上野公園12-49
電話番号 03(3827)2053
利用案内 03(3827)2069(音声サービス)
ホームページ <http://www.kodomo.go.jp/>
利用できる人 どなたでも利用できます(ただし第一・第二資料室は満18歳以上の方)。
資料の利用 館内利用のみ。館外への帯出はできません。
休館日 月曜日、国民の祝日・休日(5月5日こどもの日は開館)、年末年始、資料整理休館日(第3水曜日)
※第一・第二資料室は、休館日のほか日曜日に休室します。メディアふれあいコーナーと本のミュージアムは、行事等のため休室することがあります。
おもな資料 国内外の児童図書・児童雑誌、児童書関連資料

サービス時間

開館時間	火～日曜日 9:30～17:00	※1階子どものへや、世界を知るへやおよび3階メディアふれあいコーナー、本のミュージアムの利用時間は、開館時間と同じく9:30～17:00です。	
第一・第二資料室の利用時間	閲覧時間	火～土曜日 9:30～17:00	資料請求時間 火～土曜日 9:30～16:30
複写サービス時間	即日複写受付	火～日曜日 10:00～16:00	後日複写受付 火～日曜日 10:00～16:30
	複写製品引渡し	火～日曜日 10:30～12:00 13:00～16:30	

■見学のお申込み／国立国会図書館国際子ども図書館 03(3827)2053 [代表]

5 M a y

C O N T E N T S

- 02 オヤコグマ 終戦の年の子どもの本 プランゲ文庫児童書コレクションから
今月の一冊 国立国会図書館の蔵書から
- 04 納本制度と私 永江 朗
- 11 日本の子どもの文学 国際子ども図書館所蔵資料で見る歩み
- 18 子どもの本は世界をつなぎ、未来を拓く！
国際子ども図書館 第2次基本計画の策定
- 24 言葉のエッセイ 第5回 辞書の引き方

10 館内スコープ

納本制度+α

25 本屋にない本

○『浮世絵の死角 板橋区立美術館開館30周年記念
特別展 イタリア・ポーロニャ秘蔵浮世絵名品展』

○『アニメーター労働白書 2009』

○『アイヌ民族もんよう集 刺しゅうの刺し方・裁ち方
の世界』

28 NDL NEWS

○『第三期科学技術情報整備基本計画』の策定

○法規の制定

29 お知らせ

○東京本館の資料の一部を関西館へ移送します

○「日本法令索引」のデータが充実しました

○絵本ギャラリーで『幼年画報』の掲載作品が検索
できるようになりました

○平成23年度の図書館員を対象とする研修

○関西館小展示（第8回）「書物にみる辛亥革命」

○平成23年度科学技術情報研修

○新刊案内 国立国会図書館の編集・刊行物

オヤコグマ

終戦の年の子どもの本 プランゲ文庫児童書コレクションから

江口 磨希

終戦直後、昭和20（1945）年頃に出版された子どもの本をごらんになったことはありますか？

この時期の子どもの本の多くは、残念ながら、日本国内に残っていません。国立国会図書館は、出版物の納入を出版者に義務づける納本制度によって、日本国内で刊行された出版物を広く収集していますが、当時はまだ納本制度が確立していなかったため、児童書を含め、所蔵していない出版物が少なくありません。しかし、アメリカに、この時期の出版物の一大コレクションがあります。それが「プランゲ文庫」です。

昭和20年から24年にかけて日本は連合国の占領下であり、日本で刊行されたものは、図書、雑誌、新聞などの一般的な出版物のほか、壁新聞にいたるまで、あらゆるものが占領軍の検閲を受けました。検閲が済んだこれらの出版物を貴重な資料とみなし、私費をもってアメリカに送付したのが、占領軍に勤めていたメリーランド大学歴史学教授のゴードン・W・プランゲ（Gordon W. Prange）博士です。この文庫は博士の名を取って「ゴードン・W・プランゲ文庫」と命名され、メリーランド大学の所蔵となっています。

プランゲ文庫には、現在国内では見るできないものが数多くあります。図書は全部で約7万1千タイトル、そのうち子どもの本は約8千タイトルあり、その内容は、絵本、読み物、漫画、ぬりえ、かるた、双六等、さまざまです。これらの表紙のほとんどには検閲時の印や書込みがあり、発行禁止や削除といった検閲処分を受けたものも84タイトル含まれています。絵本で最も多いのは「桃太郎」で

29タイトル、読み物では「アンデルセン童話集」と「イソップ物語」がそれぞれ20タイトルと最も多く含まれています。

こうしたプランゲ文庫の中にも、終戦の年、昭和20年に出版されたものはあまり数多くありません。絵本にかざると4冊ほどで、そのうちの1冊が『オヤコグマ』（写真1～3）です。作者は小山内龍^{おきない}。戦中から戦後にかけて活躍した漫画家・絵本画家です。

小山内は本名 澤田鉄三郎、明治37（1904）年に北海道函館で生まれ、下駄工場の工具、船員を経て上京、その後独学で絵を描き始めました。動物漫画、昆虫漫画の名手といわれており、最初の絵本である『ゲンキナコグマ』（朝日新聞社 1941）をはじめ、クマを主人公にした絵本がいくつもあります。昆虫絵本に見られるような写実的で精密なものや、太い線で動物を単純化した、ユーモアや温かみのあるものなど、その作風はさまざまです。

昭和20年7月、小山内は家族とともに北海道に疎開、12月に『オヤコグマ』を出版します。そして翌昭和21年11月、病気のため42歳の若さで亡くなりました。同じくプランゲ文庫に含まれる『キツネトタヌキ』（写真4）は、亡くなるおよそ半年前の作品です。

「フクチャン」で知られる漫画家横山隆一が天才と称し、日本の代表的な絵本作家としてもたびたび名前が挙がる小山内の活動は、亡くなるまでの約10年間、ほとんどが戦時中の統制下でした。終戦翌年の早すぎる死が惜しまれます。

（えぐち まき 国際子ども図書館資料情報課）



写真1



写真2



写真4



写真3

オヤコグマ 小山内龍 著

宝雲舎 1945 19 cm

<マイクロフィルム請求記号 VZ3-10074>

写真1 『オヤコグマ』表紙

写真2 『オヤコグマ』1～2枚目

写真3 『オヤコグマ』13～14枚目

写真4 『キツネトタヌキ』漫画社 1946 13×19 cm

<マイクロフィルム請求記号 VZ3-10076>

※国際子ども図書館所蔵

プランゲ文庫の児童書は、カラーマイクロフィルムで提供しています。どのような本があるのか、具体的な書名などについては、絵本、読み物、漫画、その他の資料（ぬりえ等）、ゲラ&原稿の5つの分野ごとにリストがあります。

国際子ども図書館ホームページ (<http://www.kodomo.go.jp/>)>本・資料をさがす>コレクション紹介>プランゲ文庫児童書コレクション (<http://www.kodomo.go.jp/search/collection/special01.html>)

小山内龍についてより深く知るために

●近江幸雄著『小山内龍 北の絵本作家』サッポロ堂書店 2009
<請求記号 KC486-J90>

●近江幸雄著『北の絵本作家小山内龍ノート 随想・小説・マンガ・装釘・挿絵』[近江幸雄] 1999 <請求記号 KC486-G493>

●瀬田貞二著『十二人の絵本作家たち』すばる書房 1976
<請求記号 KC511-8>

●鳥越信編『はじめて学ぶ日本の絵本史 2 15年戦争下の絵本』(シリーズ・日本の文学史 3) ミネルヴァ書房 2002
<請求記号 KC511-G98>

●鳥越信編『絵本の歴史をつくった20人』創元社 1993
<請求記号 KC511-E74>

納本制度と私

永江 朗



東京本館 本館書庫

5月9日は私の誕生日であるが、その16日後の5月25日は、なんと「納本制度の日」！

しかし、「納本制度の日」というものは、世間でどれくらい知られているのだろうか。出版界以外の人は、「のうほんせいど」と聞いて、「農本制度」という文字を思い浮かべるかもしれない。農本主義、すなわち工業化よりも農業と農村の維持を優先するための制度で、その記念日である、とかなんとか。そのほか、脳を大事にする脳本制度とか、お能の本の能本制度とか、いろいろありそうだ。まずいのはノー本制度で、本を読んではいけないという制度。トリュフォーの映画「華氏451」（というか、ブラッドベリの原作『華氏451度』）の世界みたいだ。というような話はどうでもいいことだけど、出版界にいても、「納本制度の日」の

存在およびそれが5月25日だということを知っている人は少ないだろう。

なぜ5月25日が「納本制度の日」なのかというと、1948年（昭和23年）の5月18日、国立国会図書館は全国の出版社・団体等に納本の依頼状を発送し（その数、6千通！）、1週間後の5月25日から受けつけた、ということにちなんで。納本制度開始60周年の2008年に、この日を「納本制度の日」と定めたのだとか。こういうことは国立国会図書館のサイトに書いてある。

しかも同サイトによると、納本制度普及のためのシンボルマークと標語も作成していたのだそう。標語は「100年後もよみたい／国立国会図書館は、納本をお待ちしています」と「わたしの本をみんなの本に／わたしの本をみらいの本に」。



この標語はいい。納本制度がなんのためにあるのかを一言で表わしている。100年といわず、500年後も1000年後も読みたい。1000年が荒唐無稽な年月かというところについてはそんなことはない。冷泉家の時雨亭文庫には平安・鎌倉期の写本が保存されているのだから。

「わたしの本をみんなの本に」というのも素晴らしい。本は人類すべての共有財産である、というのが私の考えだ。その本の所有者のものでもないし、著者や著作権者だけのものでもない、みんなのもの。なぜなら、その本は著者だけによって書かれたものではないから。これについては後でもう少し述べる。私は読み終わった本、使い終わった本は、できるだけ古書店に売るようにしている。古書市場に出せば、その本を必要としている誰かに渡るだろう。本を購入し、所有しても、それは一時的なものにすぎず、本来は公共のものだと私は考えている。「わたしの本をみんなの本に／わたしの本をみらいの本に」というのは、私が本について感じてきたこと考えてきたことと同じだ。

そう思って嬉しくなったのだけれども、ちょっと待てよ……。わざわざ「納本制度の日」が定められたり、制度普及のためのシンボルマークや標語がつけられるというのは、おかしな話ではないか。だって、日本で出版されたすべての書籍と雑誌は、国立国会図書館に納本することが法律で義務づけられているのだから。啓発活動なんかなくても、刊行された本は自動的に国立国会図書館

に集まるのではなかったのか？

いろいろ調べてみると、どうやらそうではないらしい。たしかに国立国会図書館法によって納本が義務づけられている。罰則規定もある。ところが現実には納本しない出版者もいるし、そして罰則が適用されたこともないというのだ。

納本はつぎのようなシステムでおこなわれる。まず国や地方自治体やそれに関係するお役所が刊行したものは、それぞれが国立国会図書館に納本する。もうひとつは民間の出版社のぶんで、こちらは主に取次（出版販売会社）を通じて納本される。私がこれまで書いた本はすべてこのルートで納本されているはずだ。

しかし取次がすべての本を扱っているわけではない。取次はその名のとおり、取り次ぐだけであって、他業界の間屋のようにメーカーから商品を仕入れて小売店に卸すわけではない。あくまで出版社と書店を取り次ぐだけ。とはいうものの、取次には「仕入」という窓口があって、出版社がつくった本を担当者が1点1点手にとってみて、その取次が扱う部数や条件を決める。なかには「うちでは扱いません」という本もある。

また、取次を通さない本もある。たとえば昨年、ベストセラーになった本に『超訳ニーチェの言葉』があるけれども、この本の版元のディスカヴァートゥエンティワンは取次を通さずに書店と直接取引している。そのほか、月曜社やミシマ社など、取次を通さないけれども注目される本を作ってい

る出版社がたくさんある。こうした出版社は、取次を経由してではなく、自分たちで国立国会図書館に納本することになる。自費出版の本もそうだ。

これまで私は「国立国会図書館にはすべての本がある」と思い込んでいたけれども、現実はずしもそうはなっていない。世の中に出た本のうち何パーセントぐらいが納本されていないのかはわからないが……。

たとえば私が自費出版で本をつくるとする。それも出版社の自費出版部門や自費出版専門の会社を使うのではなく（そういうところなら、納本制度について知っているだろう）、街の印刷屋に頼んでつくったとする。友人・知人に買ってもらい、知っている書店に置いてもらうかもしれない。私は納本制度について知っているから、たぶん2部を国立国会図書館に郵送すると思うけれども、もし知らなかったら何もしないだろう。あるいは、知っているも、めんどくさいからと知らないふりをするかもしれない。

これは困ったことだ。

私の仕事は文章を書くことである。詩人や小説家のように、何も無いところから作品を生み出すのではなく、調べたり人に聞いたり、現場に行ったりして書く。誰かに会うにしても、どこかに行くにしても、まずは調べることが必要になる。書く前にまず調べる。そんなとき国立国会図書館の蔵書目録であるNDL-OPACをつかう。

調べるためには、文献リストをつくる。そのテ

マに関係ありそうなコトやヒトについての本がどれくらいあるかを調べてリストにするのだ。大活躍するのがNDL-OPACである。

書くときに調べるのは、私にとってふたつの意味がある。ひとつはそのテーマについて勉強するため。ふたつめは、同じことを書かないためだ。

私の仕事にはオリジナリティがない。私が書くものの99%は、すでに誰かが言ったり書いたりしたことである。生まれてから半世紀あまりの間に、聞いたり読んだりしたことが私の中に蓄積されている。もちろんほとんどのことは忘れてしまっている（記憶力の悪さには自信がある）。しかし、いつ誰が言ったか、書いたかは忘れてしまっても、その言葉やアイデアは私の中のどこかに沈殿している。私は先人たちの言葉やアイデアをつなぎ合わせ、縦に並べたり横に並べたり、並べる順番を変えたりして、文章をつくっていく。私が書いたものの99%は他人のもので、私が生み出したものは1%しかない。いや、もっともっと少ないだろう。過去の言葉を並べ替え、インデックスをつけるのが私の仕事である。でもこれは私だけではない。すべての書き手が多かれ少なかれ私のように書いている。というか、それが書くことだ。前のほうで言った、書物は著者だけのものではない、というのはこういうことだ。

同じことを書かないために調べるというのは、オリジナリティなんてないことを自覚してはいるものの、見え方として、すでにあるものとまった

く同じというのはまずいと思うからだ。同じことを書くと体裁も悪いし、法的にもいろいろ問題があらう。だから調べる。過去にどんなことがあったのかをできるだけ知る。

先人の仕事を調べていると、いろいろと思いつくことがある。正面や側面から見た仕事があるなら、私は斜め後ろから見てみようとか。あるいは正面から見ている人を横から見てみようとか。それが私が付け加える1%のインデックスになる。いずれにしても、過去を調べないことには、現在も未来もない。

そのとき信頼するのがNDL-OPACのデータ、つまり国立国会図書館の納本制度を基盤にしたデータである。信頼しているのは、ここにすべての本が集められているからである。そしてその信頼は、納本制度がうまく機能しているという前提の上に成り立っている。NDL-OPACで調べている私は「これがすべてだ。ここにはないものはない」と思い込んでいるのであり、ここにはないものをつくりだすことができればそれは私が新しいインデックスを付け加えられたということなのである。

だから、納本制度は完璧ではないかもしれない（納本されていない本、NDL-OPACにない本があるかもしれない）と知ったとき、まず起こった感情が、「それは困るよ」というものだった。

ものごとを考えると、全体像を把握するのはとても大事だ。全体像が把握できなければ、自分の位置もわからない。本好き、とりわけ小説好き

の多くに電子書籍が不評なのは、作品の全体といま読んでいる位置を物理的・体感的に把握しにくいからだ。全200ページの本と全400ページの本は違うのだし、150ページ目を読んでいるときの感覚も、全200ページの作品のなかの150ページ目と全400ページの作品のなかの150ページ目とは違う。

納本制度に基づいた国立国会図書館の蔵書があるから、私は全体像を把握し、自分はどのあたりにいるのかがわかる。しかしそれは、納本制度によって、国立国会図書館がすべての本を所蔵しているということが大前提になる。もしも納本制度があるにもかかわらず納本されていない本があるなら、この大前提は崩れてしまう。納本制度は大切だ。

ところで、恥ずかしながら、私が書いたわずかな本も国立国会図書館に所蔵されている。これはいつかどこかに書いたことなのだけれども、国立国会図書館の書庫を見学したとき私が思ったのは、「これでもう、私に墓はいらない」ということだった。書庫には私が書いたすべての本がある。

国立国会図書館の特徴のひとつは、収集した資料を永久に所蔵し続けるということである。意外なことだが、一般の小さな公共図書館ではこれが難しい。物理的に収蔵できる資料の量が決まってしまうからだ。だから多くの公共図書館では、定期的に資料の入れ替えをおこなっている。所蔵できない資料は廃棄している（市民に無料で

渡す場合もある)。だけど国立国会図書館なら、100年後でもその本が読める。

本は意外と残りにくいものだ。たとえばさっき私は、読み終わった本はできるだけ古書店に売って、その本を必要としている誰かに渡るように願っていると書いたけれども、実は古書店の機能のひとつは本を捨てることである。残すべき本を残し、残す必要のない本を捨てる（買い手があらわれないので、自然と消える）。この機能によって本の文化的価値は自然と保たれるのだけれども、これだと価値のない本（買い手がない本）は残りにくい。その証拠に、私が書いた本はほとんどが絶版か品切れで、新刊書店では近著以外まず手に入らなくなっていて、古書店でもめったに見かけない。もともと発行部数が少ないのと、市場に残す価値がないからだと思う。

でも同時代の人には下らなく思えても、何十年後かには重要だと思う人もいるかもしれないし、下らないものは下らないものとして研究の対象になりうる（カルチュラル・スタディーズはその代表例だ）。その時代の人はどう感じたのかとか、何を考えたのかとかは、立派なハードカバーの本よりも、簡素なペーパーバックや大衆向けの雑誌に出ているだろう。

30年前の大衆向けの読み物や雑誌を体系的に読もうとすると国立国会図書館に頼るしかない。古書店では断片的にしか集められないし（お金もすごくかかる）、小さな公共図書館では所蔵して

いないことが少なくない。とにかくなんでもかんでも全部集める、集めて整理して永久にとっておく、というのはすごく重要なことだ。

重要だが、難しいことだ。さっきの、取次を通さない本はどうするということもそうだけど、書物というものの輪郭はけっこうあやふやだ。どこからどこまでが「本」なのか。アーティストが少数数つくるアートブックだとか、コピー機で印刷してステープラーで留めたようなZINE（ミニコミ）だとか、そして電子書籍も。紙の本も出している出版社の電子書籍なら納本制度にうまく乗っかりそうだけど、出版業界以外の会社や個人がつくるものはちゃんと納本されるだろうか。そう考えると、納本制度というのは、完成したかたちがあってそれを守っていくというよりも、時代の変化や書物というものの概念が変化していくのに対応しながら、日々更新されていくべき制度なのだと思う。納本制度はいつも新しい。

（ながえ あきら）

永江 朗氏

フリーライター。

1958年、北海道生まれ。洋書輸入販売会社勤務を経て、フリーの編集者／ライターに。2008年から早稲田大学文化構想学部教授。

おもな著書に『不良のための読書術』（ちくま文庫 2000）、『インタビュー術!』（講談社現代新書 2002）、『本の現場』（ポット出版 2009）、『セゾン文化は何を夢みた』（朝日新聞出版 2010）、『筑摩書房 それからの四十年』（筑摩選書 2011）など。





日本の「出版物」を集める 納本制度とその先へ

納本制度は、その国の出版物を国立図書館などに納入することを発行者に義務づける制度であり、国立国会図書館の蔵書の基盤は納本制度によって支えられています。

国立国会図書館に納本された出版物は、

- 国民共有の文化的資産として大切に保存されます。
- 図書館資料として国会、行政、司法、国民に対するサービスで利用されます。
- 書誌データが作成され、「日本全国書誌」への掲載や国立国会図書館の蔵書目録データベースに収録されることにより、誰もが手軽に出版物の情報を知ることができます。
- 国等の出版物の場合、外国との間でお互いの出版物を交換することにより、外国の出版物を入手したり、日本を理解してもらうための資料として役立てられます。

現在の納本制度は、昭和23（1948）年、国立国会図書館の設立とともに導入されました。当初は、戦後の用紙不足や占領軍などへも出版物の納入が義務づけられていたこともあり、納入状況は芳しくありませんでした。このため、昭和24年には出版・納入のための費用を補償する代償金の制度が、昭和26年には取次会社を通じて出版物を一括して納

入する運用が始まりました。

その後、国立国会図書館法の改正により、平成12年にはCD、DVDなどの「パッケージ系電子出版物」、平成16年には独立行政法人等の出版物が納本の対象となりました。また、平成22年4月には、国、地方公共団体、独立行政法人等、いわゆる公的機関が提供するインターネット資料について、納本制度とは別の制度に基づく収集を開始しました。これらの改正は、外部有識者による納本制度審議会（平成9年～11年3月は納本制度調査会）の答申を受けて行われました。

現在、国立国会図書館は、インターネットを通じて流通する電子書籍などの著作物（オンライン資料）の収集に向けて取組みを進めています。民間のオンライン資料については、平成22年6月に、納本制度審議会から、納本制度とは別の収集制度を設けることが適当であるとの答申が出され、現在、具体的な収集のあり方を検討しているところです。

このように、国立国会図書館が収集する対象と収集のための制度は変化していますが、従来の納本制度の意義、目的は変わりません。今後ともご協力をお願いいたします。

（収集書誌部）

納本制度 + α

5月25日は「納本制度の日」。納本制度は国立国会図書館における資料収集の基軸として、日本の文化的資産の末永い保存のために運用されています。しかし、制度だけでは集められない資料もあります。例えば江戸期以前の古典籍や政治史にまつわる文書類、外国の出版物などです。これらは書店からの購入や外国機関との交換、寄贈等で収集することになりますが、すべて揃えるのは当然不可能なので、選択的に集めるしかありません。

その際の基準として定めたものが「資料収集方針書」です。この方針書には、納本制度も含め、国立国会図書館の資料収集の範囲、優先順位等を記しており、収集・書誌調整課収集企画係で維持・管理しています。方針書はホームページでご覧になれます (http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/collection_02guideline.html)。

例えば外国の出版物については、主題分野ごとに、その重要度に応じて、優先順位を「網羅的に収集する」から「収集しない」まで6段階に分けています。さらに収集する資料の内容レベルについても、「研究レベル」から「基礎レベル」まで4段階を設定しています。

より具体的に見てみましょう。生物学・農林水産学については、「選択して収集」（上から4



番目) し、「一般調査レベル」（上から3番目) までのものを対象とすると定めています。ただし、その中でもライフサイエンスの分野（例えばゲノム研究など）については、それぞれ1段階上げて、「積極的に収集」し、「学術調査レベル」の資料も対象とすると規定しています。これは国の第3期科学技術基本計画（平成18～22年）において、ライフサイエンスが重点推進4分野の1つになっていることに基づくものです。

上記の例が示しているように、「資料収集方針書」は国の方針とも呼応しつつ、国立国会図書館の使命や役割に基づく一貫した資料収集のための基準となっています。この方針に基づいて収集された資料が、1人でも多くの方のお役に立っていれば幸いです。

(収集・書誌調整課収集企画係 なまぐさ坊主)

日本の 子どもの文学

国際子ども図書館所蔵資料で見る歩み

日本で初めて、子どものための文学として書かれた作品は、明治24（1891）年に博文館から出版された巖谷小波の『こがね丸』といわれています。大正期には、大正デモクラシーを背景に、鈴木三重吉が主宰する『赤い鳥』が刊行されて、日本の児童文学に大きな影響を与えます。

国際子ども図書館は、「日本の子どもの文学—国際子ども図書館所蔵資料で見る歩み」と題した長期の展示会を開催しています。

日本の子どもの文学の歩みをたどる展示会を誌上でご紹介します。

「日本の子どもの文学」展は、国際子ども図書館3階 本のミュージアムで開催中です

会期中は、「児童文学者コーナー」で、半年ごとに日本の代表的な児童文学者の作品や業績を紹介していきます。

児童文学者コーナー

第1回……石井桃子（8月21日まで）

第2回……小川未明（8月23日から）

開催時間 9:30～17:00

休館日 月曜日 第三水曜日

国民の祝日・休日（こどもの日を除く）

年末年始

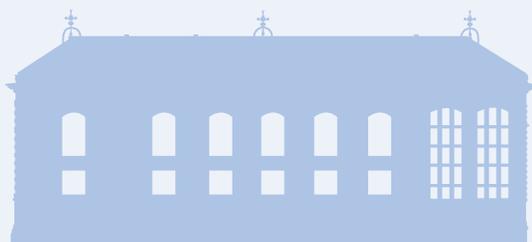




写真1 『赤い鳥』4(6) 赤い鳥社
1920.6 <請求記号 Z32-B339>
(表紙 清水良雄 絵)



写真2 『おとぎの世界』1(1) 復刻版
野口文光堂【編】 岩崎書店 1984
<請求記号 Z32-B102>
(表紙 初山滋 絵)



写真3 宮沢賢治 著『注文の多い料理店』
(近代文学館 名著複製全集 [91])
日本近代文学館 1969
<請求記号 KH6-27>
(表紙 菊池武雄 絵)

『赤い鳥』創刊から戦前まで

— 「童話」の時代

大正期には、大正7(1918)年に創刊された『赤い鳥』(写真1)を皮切りに、『金の船』(後に『金の星』と改題)や『おとぎの世界』(写真2)、『童話』などの児童雑誌が次々に発刊されました。これらの雑誌は、子どもの無垢で純粋な心を大切にして、子どものために質の高い雑誌をつくることを意図していました。『赤い鳥』の主宰者鈴木三重吉

の創刊当時の宣言に「現代第一流の芸術家の真摯なる努力を集め」とあるように、誌面には芥川龍之介、有島武郎ら、文壇で活躍する作家の作品や、北原白秋、野口雨情、西条八十らによる童謡が並びました。また、清水良雄、岡本帰一、初山滋、川上四郎らの絵がそれぞれの表紙を飾りました。大正13(1924)年には、宮沢賢治の生前唯一の童話集『注文の多い料理店』(写真3)が自費出版されました。

大正から昭和にかけては、大衆的な児童雑誌『少年倶楽部』（写真4）や『少女倶楽部』などがよく読まれました。『少年倶楽部』には、吉川英治『神州天馬侠』、川端康成『級長の探偵』、田河水泡のマンガ『のらくろ』（写真5）、江戸川乱歩の『怪人二十面相』などが掲載され、人気を博しました。

昭和に入ると、総合的な児童文化叢書である『日本児童文庫』全76巻（アルス 1927～1930）、『小学生全集』全88巻（興文社、文藝春秋社 1927～1929）が刊行されます。これらは、不況を背

景に刊行された、大量生産による廉価普及版でした。こうして子どもの本は、一気に大衆化の時代を迎えました。

昭和6（1931）年に満州事変が起きてからは、徐々に児童文学でも戦争を賛美する作品が増えました。子どものためのものであるはずの児童文学が機能しなくなったこの時代は、児童文学の空白期ともいえますが、昭和17（1942）年には、現在も読み継がれる新美南吉の童話集『おぢさんのランプ』*が刊行されています。

*「近代デジタルライブラリー」で本文をご覧になれます（<http://kindai.ndl.go.jp/infondljp/pid/1169948>）。



写真4 『少年倶楽部』17(4)
大日本雄辯會講談社 1930.4
<請求記号 Z32-387>
(表紙 齋藤五百枝 絵)



写真5 田河水泡 著「のらくろ二等卒」『少年倶楽部』18(1)
大日本雄辯會講談社 1931.1 <請求記号 Z32-387> pp.34-35

子どもの文学のはじまり



巖谷漣 著『こがね丸』(少年文学 第1編)
博文館 1891
<マイクロフィッシュ請求記号 YDM103043>
巖谷漣、漣山人は巖谷小波の別号。
協力：博文館新社



『少女画報』5(7) 東京社 1916.7
<請求記号 Z32-551>
(表紙 佐々木林風筆)



『こどもノクニ』3(1) 東京社 1924.1
<請求記号 Z32-B158>
(表紙 岡本婦一 絵)

日本の子どもの文学の源流をたずねていけば、中世の御伽草子や奈良絵本、近世の赤本までさかのぼることができます。

明治24(1891)年に刊行された巖谷小波の『こがね丸』は、冒頭に「此書題して「少年文学」と云えるは、少年用文学との意味にて」とあり、日本の本格的な児童文学の先駆けと考えられています。

明治期には、『少年園』(明治21(1888)年創刊)、『幼年画報』(明治39(1906)年創刊)、

『少女画報』(大正元(1912)年創刊)など、対象別の雑誌が生まれ、性別や年代別の読み物がつくられました。

大正期には、『こどもノクニ』が大正11(1922)年に創刊されました。『こどもノクニ』は総合的な芸術雑誌ともいわれ、童話や童謡などと『赤い鳥』などで活躍する画家たちの絵が結びつきました。



野口雨情 作 岡本婦一 絵「あの町この町」
『こどもノクニ』3(1) 東京社 1924.1 <請求記号 Z32-B158>

戦後から1970年代まで

－「現代児童文学」の出発

戦後、民主的・芸術的な児童文学を生み出そうという動きが、多くの良心的な児童雑誌の創刊につながります。昭和21(1946)年には雑誌『銀河』(写真6)や『赤とんぼ』が創刊されましたが、子どもの現実や社会を描ききることができず、長くは続きませんでした。

昭和25(1950)年には「岩波少年文庫」が創刊され、紹介された海外児童文学の翻訳をとおして、日本の児童文学は多大な影響を受けました。昭和34(1959)年には佐藤暁(のちに、さとると表記)『だれも知らない小さな国』(写真7)やいぬいとみこ『木かげの家の小人たち』などの長

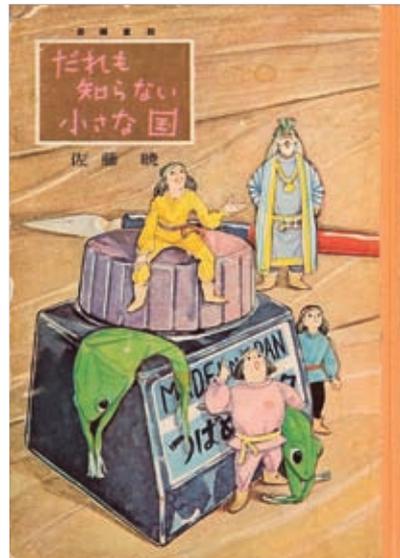


写真7 佐藤暁 著 若菜珪 絵
『だれも知らない小さな国』 講談社 1959
<請求記号 児913.8-Sa867d>

編ファンタジーが刊行されました。これらの作品によって、日本の新しい児童文学が始まったと考えられています。詩的で、象徴的なことばで心象風景を描くことの多い童話とは違って、リアリティのある、緻密で長い物語によって、子どもの社会や状況を描く作家たちが登場しました。

1980年代から1999年まで

－児童文学の現在

それまでの子どもの文学には、子どもは成長する、困難があっても子どもの力で乗り越えられるという内容のものが多くありましたが、1980年代になると、子どもたちが困難をかかえたまま、ハッピーエンドに至らない作品も生まれます。



写真6 『銀河』1(1) 新潮社 1946.10
<マイクロフィルム請求記号 YAZ-1>

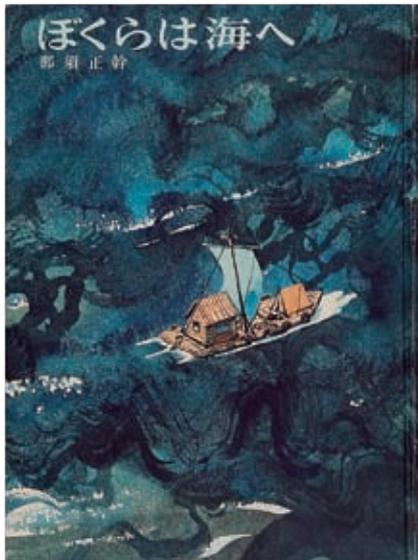


写真8 那須正幹 作 安徳瑛 絵『ぼくらは海へ』
(偕成社の創作文学) 偕成社 1980
<請求記号 Y7-7905>

那須正幹『ぼくらは海へ』(写真8)や国松俊英『おかしな金曜日』などです。

また、エンターテインメント性やナンセンスな面白さのある作品(那須正幹の『ズッコケ三人組』、舟崎克彦『ぼっぺん先生』や矢玉四郎『はれときどきぶた』)のシリーズなど)も誕生し、人気を集めています。

ファンタジーの分野では、天沢退二郎、安房直子、上橋菜穂子、萩原規子、浜たかやら、多くの作家が力のこもった作品を生み出しました。

国語教科書と児童文学

国語教科書は、子どもが児童文学とふれあう機会の一つです。

国立国会図書館は、平成14年度から国内で発行された教科書を収集しており、国際子ども図書館でご利用になれます。小学校、中学校、盲学校・聾学校・養護学校の教科書は平成14年度以降、高等学校の教科書は平成15年度以降に発行されたものを所蔵しています。

展示会場では、宮沢賢治や新美南吉などの絵本とその作品が掲載された国語教科書を並べて展示しました。原作と教科書をくらべてみると、何か発見があるかもしれません。





写真9 岩波書店編『おかあさんだいすき』
岩波書店 1954 <請求記号 Y18-N03-H502>
(表紙 まーじょりー・ふらっく 絵)



写真10 『こどものとも』(1)
福音館書店 1956.4
<請求記号 Z32-210> (表紙 堀文子 絵)

現代の絵本—戦後から1999年まで

戦後、昭和28(1953)年に、石井桃子や光吉夏弥の企画・編集による『岩波の子どもの本』(写真9)の刊行がはじまります。このシリーズには、欧米の絵本の翻訳のほか、日本の童話や昔話の再話も収録されました。また、昭和31(1956)年には、福音館書店から雑誌『こどものとも』(写真10)が創刊されます。こちらは、日本の書き手による創作や日本の昔話の再話を中心としていました。

『岩波の子どもの本』『こどものとも』によって、日本にも、1冊でひとつのストーリーを語る物語絵本が定着していきました。

ページを繰るごとに物語が展開し、見開きで大

きな絵が描かれる絵本は、読み物とは違った世界をつくります。現代の日本の絵本は、多様なテーマと表現の可能性をひらくことで、海外からも注目されています。ロングセラーの絵本も多く生まれています。

昔の子どもに、また、今の子どもに届けられた日本の子どもの文学の歩みをたどることで、新しい発見や本との再会があれば、そして、手に取って読んでいただければ、幸いです。

(国際子ども図書館

「日本の子どもの文学」展示班)

子どもの本は世界をつなぎ、 未来を拓く！ 国際子ども図書館 第2次基本計画の策定



1 はじめに

国際子ども図書館では、書庫がまもなく満架を迎えることや、子どもの読書を取り巻く社会環境および情報環境の大きな変化をふまえ、平成17年3月に提出された「国際子ども図書館の図書館奉仕の拡充に関する調査会答申」を受けて、サービスの改善とそれに必要な施設の拡充について検討を重ねてきました。

その結果、国際子ども図書館が今後実現すべきサービスとその基盤となる施設の整備についての

基本的な方針を明らかにするものとして、「国際子ども図書館 第2次基本計画」を策定するとともに、平成27年度の竣工を目指して、敷地内に新館を建設することとしました。

2 国際子ども図書館の使命と役割

国際子ども図書館は、国立国会図書館法に基づく我が国唯一の国立の児童書専門図書館として、国内外の豊富な資料と情報資源を活用し、子どもの本にかかわる活動や調査研究を支援します。



満架に近づく書庫

①児童書専門図書館としての役割

国内外の児童書および関連資料を広範に収集・保存・提供するとともに、調査研究、研修、情報発信等を通して、児童書や子どもの読書にかかわる多様な活動を支援します。

②子どもと本のふれあいの場としての役割

国内外の児童書の提供、各種イベント、見学、情報発信等を通して、すべての子どもを対象として図書館や読書に親しむきっかけを提供します。

③子どもの本のミュージアムとしての役割

児童書に関する展示会やそれに関連した講演会、各種イベント等を通して、児童書の魅力を広く一般に紹介します。

これらの役割を果たすにあたっては、子どもの読書に関連する国内外の諸機関との緊密な連携協力のもと、効率的かつ効果的なサービスの実施に努めるとともに、地域や利用形態に偏らない幅広い利用者を対象としたサービス展開に留意します。

3 新館の概要

新館は、既存棟と中庭テラスをはさんで向かい合う、地上3階地下2階・延べ床面積約6,200㎡の建物となる予定で、書庫や児童書研究図書室など、主に児童書専門図書館としての機能を担います（次頁図）。

既存棟は、子どものためのスペースを拡大し、ミュージアム機能と合わせて大人も子どもも共に楽しめる場とすることを想定しています。

4 広がるサービス

(1) 児童書専門図書館として

①資料・情報センター機能の高度化

■蔵書構築

既存の書庫は平成24年度に満架となる見込みで、すでに現在、一部の資料を暫定的に東京本館や関西館に配置しています。内外の豊富な資料に基づく専門図書館としての機能を今後とも十全に果たすため、100万冊規模の収蔵を可能とするよう書庫を増床し、納本制度に基づいて収集した国内刊行児童書、世界各国の主要な児童書などを幅広く収集・保存します。

■情報サービス

従来提供してきた国内関連機関の児童書所在情報やあらすじ等の専門情報等の検索において利便性の向上を図るとともに、児童書等に関するレファレンス・サービスの事例や調べ案内などの

情報の発信を拡充します。

■利用者サービスの向上

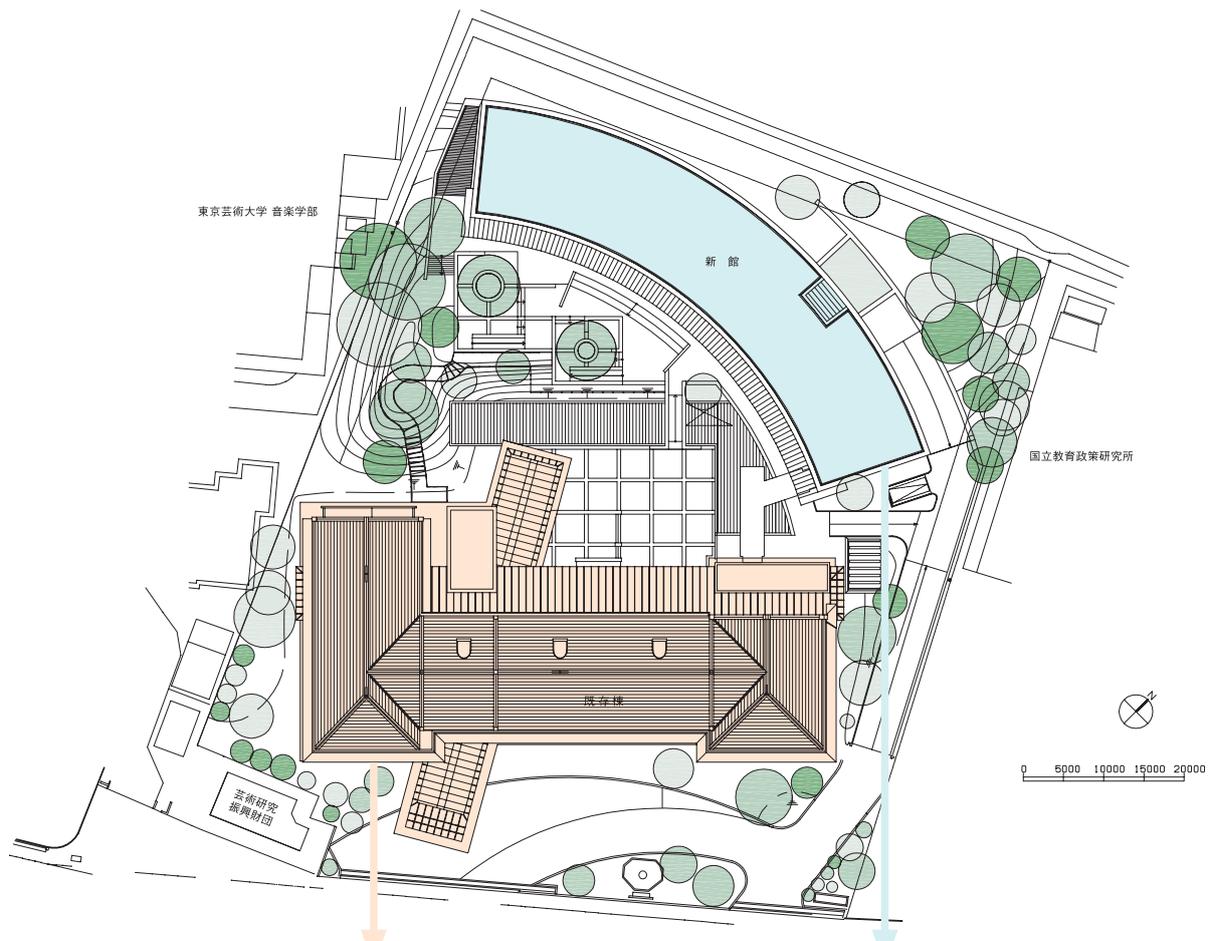
現在、18歳以上の利用者向けの資料室は施設上の制約により2つの部屋に分かれていますが、これらを新館に統合し、調査研究に有用な内外の参考資料を中心に、資料室内の資料を拡充します。また、国立国会図書館全体の情報システム基盤を活用し、デジタル化資料やインターネット情報等の電子情報を提供するなど、閲覧環境の向上を図ります。

②調査研究支援

グループでの選書や国内外の研究者による滞在型研究、一定期間の研修生受け入れなどのニーズに対応するため、児童書研究図書室内に遮音性の高いグループ研究室を設け、国際子ども図書館の豊富な所蔵資料を活用した共同作業や調査研究を可能にします。

③子ども読書活動推進に係る支援

平成22年9月に策定した「国立国会図書館国際子ども図書館 子どもの読書活動推進支援計画2010」をふまえ、全国の公共図書館、学校図書館、文庫等で子どもへのサービスを担当している方々（以下「児童サービス関係者」）のさまざまな活動を支援します。



既存棟
大人も子どもも共に楽しめる場としての機能

新館
児童書専門図書館としての機能

3F	書庫	本のミュージアム ホール	連絡 通路	事務室・作業室 会議室等	3F	
	書庫			児童書研究図書室		2F
	書庫			研修室(大・小) ※将来は書庫スペース転用		
	書庫			子どものへや、おはなしのへや 乳幼児ケアコーナー、カフェテリア		
2F	書庫	調べものの部屋 国際子ども図書館を知る部屋				
1F	空調機室			設備諸室 管理諸室	B1F	
BF		設備諸室		設備諸室 書庫	B2F	

施設拡充再編の概要

*建物・各室の名称はいずれも仮称

■子どもの読書に関する情報発信の強化およびネットワークの構築

全国の児童サービス関係者に対して、インターネット等を通じて有用な情報を発信するとともに、さまざまな交流・情報交換の場を提供します。

■人材育成支援

児童サービスの担い手の育成支援を図るため、豊富な蔵書等を活用して、より多くの児童サービス関係者が必要に応じて知識を得ることができるように、新設する研修室における集合研修やイベント、遠隔研修等を実施します。

■学校図書館支援

公共図書館と学校図書館との連携のモデルとして、学校図書館へのセット貸出しや学習支援のためのモデル事業を企画・実施するとともに、その内容と成果を広く公表します。



日本の児童書の国際的な広がりを紹介する電子展示会「日本発☆子どもの本、海を渡る」(<http://www.kodomo.go.jp/anv10th/>)

(2) 子どもと本のふれあいの場として

読書に対する関心や意欲の向上、身近な図書館の活用を促進することに主眼を置き、さまざまな要因により読書に困難がある子どもにも配慮したサービスを展開します。

■子どもの成長段階に応じた館内サービス

子どものためのスペースを拡充し、主に小学生までを対象にした「子どものへや」に加えて、新たに中学生程度を対象に、調べ物体験ができるような蔵書を備えた「調べものの部屋」(仮称)を設け、子どもの年齢や目的に応じたサービスを行います。

また、授乳や休憩スペースの整備等により、小さな子どもが来館しやすい環境づくりを図ります。

■資料を活用した学びの場のモデル提示

上野公園という立地を生かし、修学旅行や校外学習等を積極的に受け入れたりと、国際理解等に関する調べものを体験できるプログラムを実施したりすることによって、学習への図書館の活用につなげます。

また、授乳や休憩スペースの整備等により、小さな子どもが来館しやすい環境づくりを図ります。

■本や読書、図書館に関する情報の発信

国立国会図書館キッズページや中高生向けのウェブページを通じて、身近な学校図書館や地域の図書館を利用する契機となるようなコンテンツや自然科学や社会科学分野を含む幅広い読書に興味を喚起するようなコンテンツを作成・提供します。

(3) 子どもの本のミュージアムとして

■子どもの本の魅力に触れる展示

多角的で魅力的な展示会を館内で開催するとともに、展示内容への理解を深められるよう、関連する講演会やギャラリートークなどのイベントを開催します。

また、インターネットを通じていつでもどこでも楽しめる電子展示会として、子どもが楽しめるものや、日本の児童書を海外に向けて紹介するようなものを含め、内容の充実を図ります。

■国際子ども図書館の建物と活動の紹介

歴史的建造物としての建物の魅力を、国際子ども図書館の活動や子どもの本、図書館への関心に結び付けるため、旧特別閲覧室の原装が保存されている現在の第二資料室を活用した「国際子ども図書館を知る部屋」（仮称）やホールで、資料やパネル、文物、映像等を用いた展示を展開します。

5 今後の予定

国際子ども図書館では今後新装開館に向け、必要な準備を進めていきます。

電子情報の提供など、一部のサービスについては、準備が整ったものから順次実施します。子ども読書の日である本年4月23日にリニューアルした国際子ども図書館ホームページを通して、今後さまざまなサービスを展開していきますので、どうぞご活用ください。

～平成23年度	新館設計
平成23年度	埋蔵文化財調査 東京本館・関西館との情報基盤（LAN、システム）の統合
平成23～27年度	新館建設・既存棟改修工事
平成27年度	移転～新装開館

新装開館までのスケジュール

6 おわりに

真に豊かな社会を実現するうえで、未来を生きるすべての子どもが読書の楽しみを享受できる環境を整備することは、社会全体の責務です。国際子ども図書館は今後とも、子どもの読書に関連する内外の諸機関と緊密に連携し、「子どもの本は世界をつなぎ、未来を拓く！」という理念の実現を目指してまいります。

（国際子ども図書館企画協力課）

「国際子ども図書館 第2次基本計画」は、国際子ども図書館ホームページでご覧になれます。また、新館建設・既存棟改修の進捗状況を随時お知らせします。

●国際子ども図書館 第2次基本計画

国際子ども図書館ホームページ (<http://www.kodomo.go.jp/>) > 国際子ども図書館について > 関係法規・答申・計画など (<http://www.kodomo.go.jp/about/law/index.html>)

●進捗状況

国際子ども図書館ホームページ > 国際子ども図書館について > 将来計画 (<http://www.kodomo.go.jp/about/future/index.html>)

言葉のエッセイ

第5回 辞書の引き方

英語の辞書は、アルファベット順に引けばよいので、特に問題はない。ほかの言語もアルファベット順と言えば、それまでなのであるが、英語のアルファベットとは若干異なる場合があるので要注意である。

ドイツ語の場合、母音の上に点々がつくウムラウトというものがある。「ä」「ö」「ü」がそれである。これらは、「a」「o」「u」と同様に扱われるので、辞書に載せる順番としては、「köstlich (非常においしい)」は、「Kosten (費用)」と「Kostüm (コスチューム)」の間に来る。ハンガリー語にも「ö」「ü」という文字があるが、ドイツ語と違い、「ö」は、「o」の次の文字、「ü」は「u」の次の文字として扱われる。したがって、「köt (結ぶ)」は、「kovács (鍛冶屋)」よりも後ろに来る。ちなみに、長音である「á」「é」「í」「ó」「ú」などは、短音である「a」「e」「i」「o」「u」と同様に扱われる。

スウェーデン語には、「å」「ä」「ö」という文字があるが、これらは、「a」や「o」の次の文字としてではなく、「z」の後ろに位置づけられている。したがって、「kräm (クリーム)」は、「kry (健康な)」の後ろに来ることになる。

また、いくつかの言語では、二文字以上で一文字扱いにしている場合がある。ハンガリー語でいえば、「cs」「dzs」「gy」「ly」「ny」「ty」「zs」

である。このように後ろが「s」「y」と比較的後ろのほうの子音で終わる場合が多いので、辞書の配列上あまり大きな混乱はないが、これが二重子音になる場合は要注意である。「ny」の二重子音は、「nyny」ではなく、「nny」と表記する。「ny」は、「n」の次の文字と位置付けられているため、「mennyi (いくら)」は、「ment (許す)」の後ろに来ることになる。

同様に、スペイン語でも「ch」「ll」は一文字扱いとされ、それぞれ「c」「l」の次の文字として位置づけられる。したがって「ocho (8)」は「octavo (第8の)」の後ろに来る。

チェコ語の場合は、「ch」が一文字扱いであるが、注意を要するのは、「c」の次ではなく、「h」の次の文字と位置付けられていることである。したがって、「machat (振

る)」は、「magnetofon (テープレコーダー)」の後ろに来ることになる。また、リトアニア語では、「y」は「i」と同様に扱われる。したがって、「vyras (男)」は、「vokietis (ドイツ人)」の前に来るのである。

リトアニア語の「y」と「i」は同じ音であるからこのような扱いがされるのである。なぜ同じ音なのに違う文字を使うのかは私にはよくわからないが、多分歴史的由来があるのだろう。そうした歴史をたどるのも語学研究の一つの楽しみであるに違いない。

(ゴガク・マニアシュヴィリ)



本屋にない本

国立国会図書館は、法律によって定められた納本制度により、日本国内の出版物を広く収集しています。このコーナーでは、主として取次店を通さない国内出版物を取り上げて、ご紹介します。

浮世絵の死角

板橋区立美術館開館30周年記念特別展
イタリア・ボローニャ秘蔵浮世絵名品展

安村敏信監修 板橋区立美術館、NHKプロモーション編
NHKプロモーション刊
〒175-0092 板橋区赤塚5-34-27 (板橋区立美術館)
2010 189頁 27 cm <請求記号 KC16-J1249>

「浮世絵師の名を挙げよ」といわれたら、北斎・広重をはじめ、写楽や歌麿、国芳など、幾人かの名を挙げる事ができる。しかし彼らのように現代でも著名な浮世絵師の作品のみに目を向けていては、浮世絵の全体像は見えてこないようだ。本書は、「江戸文化シリーズ」と銘打って近世絵画の展示を続けている板橋区立美術館の、開館30周年記念展の図録である。著名な作品群を見るだけでは視界に入っていない浮世絵、つまり現代の日本人の「死角」にある浮世絵が紹介されている。

本書のもとになった展示に出品された作品は、イタリアはボローニャの浮世絵コレクター、ジュリアーノ・ベルナーティ氏とカルロ・コンティーニ氏の所蔵する浮世絵で、日本初公開の作品群。正徳期(1711～1715)の奥村政信の版画に始まり、1938(昭和13)年の土屋光逸の版画まで、200年あまりにわたる69作家201点の版画が6章立てで紹介される。江戸で制作されたものだけでなく、大坂で制作された上方浮世絵の章もあり、著名な絵師以外にも多数の作家が連綿と制作を行っていたことに改めて気づかされる。通常は光の当たらないそれらの絵が、遠くイタリアの個人コレクターのコレクションとなり、里帰りしてくることで人目に触れる機会を得て、そして本書が誕生したわけである。

さて、ここで紹介される「死角」にあった浮世絵とは、どのようなものか。切り取って着せ替え人形のように遊べる絵や、図鑑のようにたくさんの鳥や魚が描かれた物尽くしの



絵など、子どものために作られた浮世絵がある。暦の役割を果たす実用品としての絵がある。遊女の一本立ちを宣伝するためのピラのような絵がある。純粹に絵だけを見るといふより、絵に添えられた字をあわせて読んで楽しむ絵がある。歌舞伎の知識や時代状況に関する前提を共有していないと理解できない見立て絵や戯画がある。いずれも、独立した美術作品として長く飾って鑑賞されることを意図して作成されたものではないのだろう。ヨーロッパ絵画に影響を与え、現在も高く評価される浮世絵の陰に、江戸時代の人々の生活・娯楽の中で使用された多種多様な浮世絵の世界が広がっていたようだ。

図版だけではなく、巻頭に掲載されている田辺昌子氏(千葉市美術館)の解説も面白い。浮世絵を商品としてとらえ、紙のサイズや質、用いられている色数、発行数の多寡などから高級品か普及品か判断するのは、いわれてみれば当たり前のことながら、「死角」に入っていた。

どんな人々がどんなときに浮世絵を入手して楽しんでいたのか? どのように保存され、廃棄されていたのか? などなど、往時の浮世絵消費に思いを巡らせてみたくなった。

(総務部企画課 藤田 壮介 編集)

アニメーター労働白書 2009

日本アニメーター・演出協会刊
〒166-0004 杉並区阿佐谷南2-14-4 阿佐ヶ谷WAOビル3階
2009.12 86、6頁 30cm <請求記号 EL34-J85>

世界各国で日本のアニメが話題を席卷するようになってから久しい。ところが、そのアニメを制作しているアニメーターの労働環境については、漠然とした印象が語られるのみであった。

本書は、一般社団法人日本アニメーター・演出協会が平成20年に行った、728人のアニメーターから得たアンケートの結果をまとめたものである。そもそも、同協会は「アニメーター・演出家をはじめとするアニメ制作関係者の経済環境及び次世代の育成が極めて厳しい現状にあることを危惧し、これを改善することを目的として」(p.87) 設立されており、本書もその趣旨から出版されたものである。

調査によれば、アニメーターの平均労働時間は10時間30分である。厚生労働省発表の「毎月勤労統計調査 平成20年分結果確報」による1日当たりの平均実労働時間は7時間44分¹であり、その差は大きい。また、月間平均休日数も4.01日であり、いかに厳しい労働環境かがわかる。

収入面に関しても同じことが見て取れる。2007年におけるアニメーターの総収入は平均で255.2万円である。同年の民間企業に勤務する給与所得者の平均給与は437.2万円²であり、大きく下回っている。また、給与が100万円台、100万円未満という割合はそれぞれ32.3%、19.9%であり、多くのアニメーターが低所得に甘んじている実態が浮き彫りにされている。

では、これほどの過酷な実態でありながら、なぜ彼らはこの職業を選択したのか。その理由としては、アニメの仕事が好きだから、生きがいだからという回答が6割を超える。だが、仕事に対する満



足度に対する質問では、「大変不満である」「多少の不満がある」という回答が半数を超えている。本書では、不満の理由についての質問はないが、これに代わるものとして、仕事での悩みを自由記述形式で尋ねている。その結果は、賃金に関するものが41.5%、スケジュールのきつさに関するものが28.6%、労働時間に関するものが14.4%と続いている。

本書では、仕事に楽しみや生きがいを感じつつも、低い収入や厳しい労働環境にさらされ、満足感を得られていないというアニメーターの実態が明らかにされている。このままでは、アニメーターのモチベーションが上がりにくく、日本が世界に誇るアニメの質にも影響を与えかねない。現在、中国や韓国などではアニメ産業に国家レベルで力を注いでいる。日本のアニメが世界市場で勝ち抜くためにも、本書で明らかにされた実情をふまえ、アニメ産業のあり方について改めて考えるべき時が到来しているようである。
(総務部総務課 ^{はっとり} 服部 ^{よしひさ} 恵久)

1 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/20/20fr/xls/20c02r.xls> 月間総実労働時間149.3時間と出勤日数19.3日に基づいて算出。

2 国税庁の民間給与実態統計調査結果 (<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan2007/minkan.htm>)

アイヌ民族もんよう集

刺しゅうの刺し方・裁ち方の世界

小川早苗執筆・編・刊

2010.1 105頁 30 cm

<請求記号 KB441-J50>

本書は、アイヌ民族として生まれ、長年アイヌ紋様を広める活動を国内外で行っている著者によるものである。刺しゅうや衣服制作の技法を写真入りで詳しく解説するほか、著者が所蔵するアイヌの衣装や、博物館の収蔵品を基に復元制作した衣装などが紹介されている。

アイヌの女性たちにとって、夫や家族が身につけるものに刺しゅうをするのは大切な仕事だった。紋様の構成や刺しゅうの技法は母から娘へ伝えられ、家ごとに違いがあったという。紋様は単なる装飾ではなく魔除けの意味があり、裾や袖口から悪いものが入ってこないようにと、一針ごとに思いを込めて、長い時間を費やして作り上げられたのである。

紋様は布に直接施すステッチと、布の上に他の布をからみ縫いで固定するアップリケ技法を組み合わせられて作られている。ステッチによる線は繊細で優美であり、アップリケによる線は力強い。紋様にはそれぞれ名称があり、渦巻型の「モレウ」、棘のようにとがっている「アイウシ」などがよく使われる。これらの形や線を組み合わせて複雑な紋様が左右対称に展開され、時には衣服の全面にくまなく及ぶ。紋様は幾何学的なものもあれば、草花などの植物を想起させる躍動感にあふれた有機的なものもあり、実に多彩である。それらはアイヌの伝統を感じさせると同時に、遠く離れたヨーロッパやアフリ

カの紋様に通じる雰囲気や、マティスの切り紙絵を思わせるユーモラスな表情があり、時代や場所を超えて多くの人を魅了するであろう美しさを持っている。

衣服に使われたのは、動物や魚の皮、

樹皮などから織られた布であったが、樹皮衣（アハルシ）の製作過程からは、彼らが暮らした厳しい自然環境がしのばれる。樹皮の採取からして重労働だが、その後も硬い樹皮を柔らかくするため水に数日さらす、長時間煮る、漂白と艶出しのため米糠をまぶしてたくあんのように漬ける、再度洗って干す、といった作業が必要である。手間暇をかけてどうにか扱いやすくなった樹皮を糸状に裂いて、やっこのことで糸を紡ぎ、機で織ることができるようになる。こうしてできあがった樹皮衣は漁の作業着などに使われ、和人との交易品にもなっていた。

伝統的な衣装だけではなく、アイヌ紋様を取り入れた現代衣服も取り上げられている。フォークロア調のゆったりしたブラウスはもちろんのこと、ドレシーなイブニングドレスにも違和感なくアイヌ紋様が溶け込んでいる。バッグやネクタイなど、身近なものに紋様を施した作品もある。日常生活にさりげなく取り込まれたアイヌ紋様が、多くの人々の興味を誘うよいきっかけとなることを願う。

(主題情報部人文課 かない 金井 ゆき)

※アイヌ語の表記は本書にしたがった。



本書の入手については、アイヌ文化伝承の会手づくりウタラ (電話 011(873)1308) またはかりん舎 (<http://kwrainp/>) へ。

「第三期科学技術情報 整備基本計画」の策定

平成23年3月、国立国会図書館は、今後5年間（平成23年度～平成27年度）で科学技術情報整備のために取り組むべき事項をまとめた「第三期科学技術情報整備基本計画」（以下「基本計画」）を策定した。この計画は、平成23年1月19日に開催された第52回科学技術関係資料整備審議会（委員長：有川節夫九州大学総長）において了承され、国立国会図書館長に提出された「国立国会図書館における今後の科学技術情報整備の基本方針に関する提言」を受けて、策定したものである。

基本計画は、国立国会図書館が、「知識インフラ」の構築に積極的に関与することにより、科学技術情報をはじめ、人文・社会科学分野も含む学術情報の収集・保存・提供機能を拡充・強化するとともに、他の機関との連携協力を進め国全体の学術情報基盤整備に寄与することを目的としている。その上で、国立国会図書館が取り組むべき事項として、(1)「知識インフラ」構築の推進、(2)国内学術出版物のデジタル化と電子情報資源の収集、(3)デジタル化のための環境整備、(4)電子情報資源の管理・保存、(5)電子情報資源の利活用の促進、(6)従来の所蔵資料・サービスと電子情報資源との有機的連携、(7)利用情報の解析と利活用、(8)「知識インフラ」の中核機関としての社会的な機能の展開、の8項目を掲げている。

基本計画の全文は、国立国会図書館ホームページ（<http://www.ndl.go.jp/>）>国立国会図書館について>科学技術情報整備>科学技術情報整備に関連する諸計画（http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/technology_info_03.html）に掲載する。

法規の制定

【規則第2号】国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則

（平成23年4月1日制定）

調査及び立法考査局電子情報サービス課を廃止し、同局に、国内外の関係諸機関との連携協力を推進し、国会に対する情報提供機能を強化するため、連携協力課を設置するとともに、国会会議録データベース等の作成等に関する事務を電子情報サービス課から同局議会官庁資料課に移管した。平成23年4月1日から施行された。

なお、この法規の施行による改正後の国立国会図書館組織規則（平成14年国立国会図書館規則第1号）は、国立国会図書館ホームページ>国立国会図書館について>関係法規（<http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/laws.html>）に掲載されている。

お知らせ

■ 東京本館の 資料の一部を 関西館へ移送します

7月から、東京本館の資料の一部を関西館へ移送します。移送する資料の種類とそのご利用については下表をご覧ください。

資料の移送は、日々増え続ける資料を適切な環境で保存するために、書庫の有効な利用をはかることを目的として行います。利用者の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

○移送作業期間 平成23年7月～平成24年3月末（予定）

○移送する資料とその利用

種類と数量	移送作業期間中	移送後
和図書 約27万冊 *昭和24（1949）年以前に受け入れた、マイクロ化またはデジタル化済みのもの	ご利用になれません。 *マイクロ資料、デジタルデータをご利用になれます。	原本は、調査・研究のため特に必要がある場合、展示会へ出展するための貸出しに限り、関西館でご利用になります。 *ご利用の際は申請が必要です。 *東京本館に取り寄せることはできませんのでご注意ください。
和雑誌 約6万冊 *マイクロ化またはデジタル化済みのもの一部		
国内特許公報等 約16万冊	ご利用になれません。	インターネット上で同等の情報が入手可能な資料については、利用を休止します。 上記に該当しない資料は、関西館でご利用になります。 *東京本館に取り寄せることはできませんのでご注意ください。

○お問い合わせ先

（7月末まで） 和図書：国立国会図書館 資料提供部 図書課

電話 03（3581）2331（代表）

和雑誌：国立国会図書館 資料提供部 雑誌課

同上

（8月以降） 国立国会図書館 関西館 文献提供課

電話 0774（98）1341（直通）

お知らせ

■ 「日本法令索引」のデータが充実しました

明治19年2月以降制定された法令の制定・改廃経過を調べられるデータベース「日本法令索引」に、従来から収録されていた省令以上の法令に加えて、あらたに法令的性格をもつ告示・訓令の一部の索引情報（名称、番号、発出年月日、改廃経過等）、約2万5千件を追加しました。

慶応3年から明治19年までの法令を収録する「日本法令索引〔明治前期編〕」では、国立公文書館デジタルアーカイブへのリンクによって、約1万2千件の法令の本文画像を参照できるようになりました。すでに当館の和図書画像データベース「近代デジタルライブラリー」(<http://kindai.ndl.go.jp/>)へリンクしている約2万4千件とあわせ、収録している法令の約8割の本文画像を見ることができます。

○国立国会図書館ホームページ (<http://www.ndl.go.jp/>) >国会サービス関連情報>

日本法令索引 <http://hourei.ndl.go.jp/>

日本法令索引〔明治前期編〕 <http://dajokan.ndl.go.jp/>

日本法令索引
国立国会図書館

文字サイズ変更 大

トップ 現行法令 廃止法令 制定法令 法律家 条約承認案件 横断検索

原則として、明治19年2月公文式施行以降の省令以上の法令について、制定・改廃経過等の情報を検索できるデータベースです。
また、帝國議會及び國會に提出された法律案や國會に提出された条約承認案件等の審議経過等も検索できます。

法令索引

現行法令 廃止法令 制定法令

現在効力を有する法律、政令、府省令等を検索できます。

廃止・失効した法律、政令等を検索できます。

制定された法令(新編制定・全部改正・一部改正・廃止等)を検索(一部改正・廃止法令は法律・政令のみ)できます。

法律索引

法律家 条約承認案件 横断検索

法律家を検索できます。

第一回國會(昭和22年)以降の条約承認案件を検索できます。

現行法令・廃止法令あるいは現行法令・廃止法令・法律家等同時に検索することができます。

日本法令索引〔明治前期編〕

ごあいさつ 解説 官制沿革表

分類表
出典資料解説
ヨミガナ辞書

慶応3年(1867年)10月大政奉還から明治19年(1886年)2月公文式施行に至るまでに制定された法令の索引情報が検索できます。出典となる資料が近代デジタルライブラリー又は国立公文書館デジタルアーカイブに搭載されている場合は、リンクにより法令本文が参照できます。
公文式以降の法令の検索は日本法令索引をご利用ください。

最終更新日：2011年4月20日

凡例 検索画面へ 使い方

お知らせ

■ 絵本ギャラリーで『幼年画報』の掲載作品が検索できるようになりました

5月5日こどもの日に、国際子ども図書館の電子展示会「絵本ギャラリー」で『幼年画報』掲載作品検索の提供を開始しました。

『幼年画報』掲載作品検索は、財団法人大阪国際児童文学館などの協力により、絵雑誌『幼年画報』をデジタル画像で提供するデータベースです。巖谷小波、桐谷洗鱗、宮川春汀などの、著作権保護期間を満了した約900点の作品の画像を検索・閲覧することができます。

また、絵本ギャラリーの『『コドモノクニ』掲載作品検索』では、国際子ども図書館内で、文化庁長官の裁定を受けた*約4,500点の画像の提供を開始しました。これにより、『『コドモノクニ』掲載作品検索』の館内での提供総数は、約9千点となりました。

さらに充実した「絵本ギャラリー」をどうぞご利用ください。

*著作者の没年、著作権者の連絡先が不明の著作物の利用について、著作権法第67条に基づき、著作権者に代わって文化庁長官の裁定を受けています。

○URL <http://www.kodomo.go.jp/gallery/>

国立国会図書館ホームページ (<http://www.ndl.go.jp/>) > 電子展示会
> 絵本ギャラリー または

国際子ども図書館ホームページ (<http://www.kodomo.go.jp/>) > 絵本ギャラリー

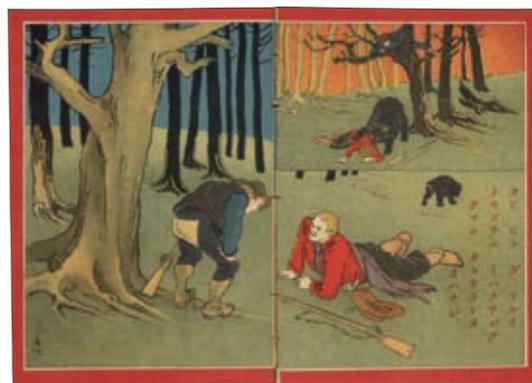
○お問い合わせ先

国立国会図書館 国際子ども図書館 企画協力課

電話 03 (3827) 2053 (代表)



佳水 作「ナマズノヒコウキ」
『幼年画報』7 (8)



宮川春汀 画「インソツプ」
『幼年画報』7 (9)



お知らせ

■ 平成23年度の 図書館員を対象とする 研修

平成23年度に国立国会図書館が実施する、図書館員を対象とする研修の予定をお知らせします。

本年度実施する研修は、いずれも前回実施時に高い評価を受けた研修です。皆様からのお申込みをお待ちしています。

○本年度の研修について

- ・ 科学技術情報研修：本誌35ページをご参照ください。
- ・ 資料保存研修：資料保存に関する基礎的な技術の習得を目指します。
- ・ アジア情報研修：アジアに関する情報資源について基礎的な知識の習得を目指します。
- ・ 資料デジタル化研修：デジタルアーカイブの企画・事業の流れやデジタル化の手法等について、講義等を行う予定です。
- ・ 児童文学連続講座：総合テーマを「児童文学とことば」とする予定です。
- ・ レファレンス研修：レファレンスの効果的な方法と課題解決への考え方について、講義と演習を行う予定です。
- ・ 障害者サービス担当職員向け講座：図書館における障害者サービスの基礎的な知識の習得を目指します。
- ・ 音楽資料・情報担当者セミナー：音楽資料・情報担当者の育成に寄与することを目的とした講義とパネルディスカッションを行う予定です。
- ・ 日本古典籍講習会：日本の古典籍の目録および環境の整備を図るために、書誌学の専門知識や整理方法の技術の修得を目指します。

○各研修の詳細・申込方法

各研修の実施日程や科目の詳細・申込方法などについては、決まり次第、国立国会図書館ホームページ (<http://www.ndl.go.jp/>) > 図書館員の方へ > 図書館員の研修 (<http://www.ndl.go.jp/jp/library/training/index.html>) に掲載します。メールマガジン『図書館協力ニュース』でも、研修の案内を随時お知らせします。未登録の図書館、関心をおもちの図書館員の方はぜひご登録ください（図書館員の方へ > 図書館へのお知らせ (<http://www.ndl.go.jp/jp/library/news/index.html>) から登録できます）。

お知らせ

※このほか、公共図書館、大学図書館などでレファレンス業務に関する研修（20名以上の規模を想定）を実施する際に、職員を講師として派遣します。また、インターネットを通じて受講できる遠隔研修を実施します。詳細は、ホームページ「図書館員の研修」などでお知らせします。

平成23年度研修一覧

研修名	実施時期(予定)／会場	対象および定員
科学技術情報研修	平成23年7月(1日間) ／東京本館	公共図書館職員、大学図書館職員 および専門図書館職員。30名。
資料保存研修	平成23年9月または 10月(2日間)／東京本館	公共図書館職員、大学図書館職員 および専門図書館職員。42名。
アジア情報研修	平成23年9月または 10月(1日間)／関西館	公共図書館職員、大学図書館職員 および専門図書館職員等。30名。
資料デジタル化研修	平成23年9月(2日間) ／関西館	主に公共図書館等でデジタルアーカイビングに携わる者。30名。
児童文学連続講座 -当館所蔵資料を使って-	平成23年11月(2日間) ／国際子ども図書館	現在、図書館等において児童サービスに従事する者。60名。
レファレンス研修	平成23年11月(2日間) ／東京本館	公共図書館職員または大学図書館職員で、現在レファレンス業務を担当する者。レファレンス業務経験年数5年以上。24名。
障害者サービス担当職員向け講座 (日本図書館協会と共催)	平成23年10月～12月 (3日間)／関西館等	公共図書館職員および大学図書館職員等。20名。
音楽資料・情報担当者セミナー	平成23年10月～12月 (2日間)／東京本館	音楽図書館、博物館、資料館等で、音楽資料・情報を日常的に扱っている者。20名。
日本古典籍講習会 (国文学研究資料館と共催)	平成24年1月(3日間) ／国文学研究資料館・東京本館	日本の古典籍を所蔵する機関の職員で、現在古典籍を扱っている者。経験年数おおむね3年以内。30名。

次の研修は、各事業の参加館を対象として実施するものです。

レファレンス 協同データベース事業 担当者研修会	平成23年6月／関西館、 7月／東京本館(各1日間)	レファレンス協同データベース事業 参加館の実務担当者。各40名程度。
国立国会図書館 総合目録ネットワーク 研修会	平成23年9月／東京本館、 関西館および全国4か所 で出張実施 (年6回、各1日間)	都道府県立および政令指定都市立図書館中央館における国立国会図書館総合目録ネットワークについての研修担当者等。各20名程度。

お知らせ

■ 関西館小展示（第8回） 「書物にみる辛亥革命」

2011年は辛亥革命が起こってからちょうど100周年にあたります。これにちなんで、関西館では、アジア情報室の中国語資料をはじめとする所蔵資料から、辛亥革命にかかわった人物の著作、伝記、写真集などを集めた小展示を開催します。

今回の展示では、孫文をはじめとする革命派の著作だけでなく、漸進的な改革を唱えた康有為や梁啓超、さらに宮崎滔天のように革命を支援した日本人など、様々な立場から辛亥革命にかかわった人物にまつわる書物をご紹介します。

- 開催期間 5月19日（木）～6月14日（火）（日曜・祝日を除く）
- 開催時間 10:00～18:00
- 場 所 関西館 総合閲覧室
- 入 場 無料



『新民叢報』(1) 1902.2
<請求記号 雑56-16>
*ご利用は複製版<請求記号 Z23-A42>となります。



『民報』(1) 1905.11
<請求記号 雑56-26イ>

『新民叢報』は、戊戌政変後に日本に亡命した梁啓超らによって1902年横浜で創刊された。『民報』は、孫文が率いる中国同盟会が1905年に東京で創刊した機関誌。両雑誌は清朝の行く末をめぐって、立憲君主制の導入か民主革命かではしばしば激しい論戦を繰り広げた。

お知らせ

■ 平成 23 年度 科学技術情報研修

国内の図書館員を対象に、科学技術情報に関する知識を習得し、科学技術情報分野のレファレンス・サービスの向上を図ることを目的として、次のとおり平成 23 年度科学技術情報研修を実施します。

- 日 時 7月22日（金）
- 会 場 東京本館 新館3階研修室
- 対 象 公共図書館職員および大学図書館職員等。
- 定 員 30名。1機関1名。応募多数の場合は調整します。
- 内 容 科学技術文献の検索・入手と、科学技術・医学分野の主題情報の調べ方を取り上げます。文献入手の例として、国立国会図書館が所蔵する専門資料のうち、規格資料および科研費報告書の特徴を紹介し、所蔵機関の調べ方や書誌事項調査について講義と演習を行います。主題情報の調べ方としては、関心の高いテーマ（医学、特許）について、調査に役立つ代表的なツールやその使い方を紹介します。
- 事前課題 国立国会図書館遠隔研修「科学技術情報—概論—」を受講していただきます（未受講の方には事前に受けていただきます）。
- 参加費 無料。ただし、旅費・滞在費等は受講者の負担とします。
- お申込方法 ホームページに掲載している申込書にご記入の上、電子メール、FAXまたは郵送で5月31日（火）までにお申し込みください（必着）。
- お申込み・お問い合わせ先
〒619-0287 京都府相楽郡精華町精華台8-1-3
国立国会図書館 関西館 図書館協力課 研修交流係
電子メール training@ndl.go.jp FAX 0774 (94) 9117
電話 0774 (98) 1444 担当：向井、篠田

※研修内容の詳細はホームページをご覧ください。

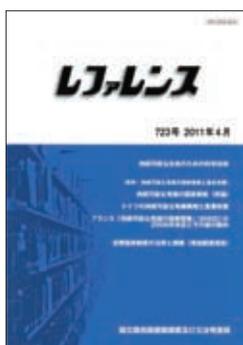
国立国会図書館ホームページ (<http://www.ndl.go.jp>)

>図書館員の方へ>図書館員の研修

URL <http://www.ndl.go.jp/jp/library/training/index.html>

お知らせ

■ 新刊案内 国立国会図書館の 編集・刊行物



レファレンス 723号 A4 74頁 月刊 1,050円 発売 日本図書館協会

- ・持続可能な社会のための科学技術
- <資料：持続可能な発展の国家戦略と農林漁業>
- ・持続可能な発展の国家戦略〈序論〉
- ・ドイツの持続可能な発展戦略と農業政策
- ・フランス「持続可能な発展の国家戦略」(SNDD)の2006年改定とその後の動向
- ・定期借家制度の活用と課題(現地調査報告)

参考書誌研究 第74号 A5 172、35頁 半年刊 3,780円 発売 日本図書館協会

- <書誌>
- ・国立国会図書館所蔵満鉄資料目録—秘密扱い資料の部—
- ・国立国会図書館所蔵近代日本軍事関係名簿類目録
- <資料紹介>
- ・大久保利謙先生に聞く—近代政治史料収集のあゆみ—(二)

入手のお問い合わせ

日本図書館協会

〒104-0033 東京都中央区新川1-11-14 電話 03(3523)0812

ホームページの「新刊案内」が新しくなりました

国立国会図書館が編集・刊行する定期刊行物の新刊情報を、媒体や頒布の有無を問わず一覧できるようになりました。新設の「近刊一覧」からは、刊行物の最新1か月の号にすぐにアクセスすることができます。どうぞご利用ください。

国立国会図書館ホームページ (<http://www.ndl.go.jp/>)

>刊行物>新刊案内(http://www.ndl.go.jp/jp/publication/new_publish.html)

C O N T E N T S

- 02 Book of the month - from NDL collections
Oyakoguma
a children's book published at the end of the War : from the Gordon W. Prange Children's Book Collection
- 04 Legal Deposit System and I
Akira Nagae
- 11 Japanese children's literature
a history from the International Library of Children's Literature collections
- 18 Children's books link the world and open up the future!
the Second Basic Plan for the International Library of Children's Literature
- 24 Essay on languages (5) Dictionaries
- 10 <Tidbits of information on NDL>
Legal Deposit System plus something extra
- 25 <Books not commercially available>
○ *Ukiyoe no shikaku : Itabashi Kuritsu Bijutsukan kaikan 30-shunen kinen tokubetsuten: Itaria Boronya hizo ukiyoe meihinten*
○ *Animeta rodo hakusho 2009*
○ *Ainu minzoku monyoshu : shishu no sashikata tachikata no sekai*
- 28 <NDL News>
○ The NDL Third Plan for the Organization of Science and Technology Information
○ Laws established
- 29 <Announcements>
○ Relocation of library materials from the Tokyo Main Library to the Kansai-kan
○ New data added to the Index Database to Japanese Laws, Regulations and Bills
○ Pictures in *Yonen Gaho* now searchable on the Picture Book Gallery
○ Training programs for librarians in FY2011
○ Small exhibition in the Kansai-kan (8) "Xinhai Revolution seen through materials"
○ Training program for information on science and technology in FY2011
○ Book notice - Publications from NDL

国立国会図書館月報

平成23年5月号 (No.602)

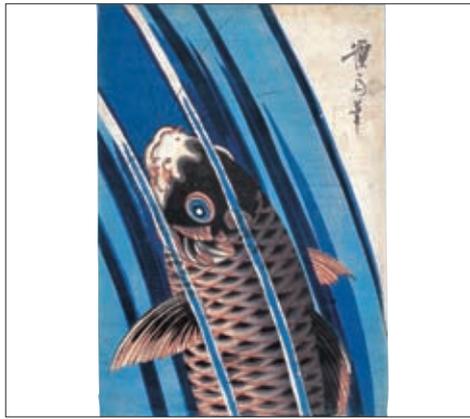
平成23年5月20日発行 定価 525円
(本体500円)

発行所 国立国会図書館
編集者 山田敏之
責任者
〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1
電話 03(3581)2331(代表)
FAX 03(3597)5617
E-mail geppo@ndl.go.jp

発売 社団法人日本図書館協会
〒104-0033 東京都中央区新川1-11-14
電話 03(3523)0812(販売)
FAX 03(3523)0842
E-mail hanbai@jla.or.jp

印刷所 株式会社正文社印刷所

本誌に掲載した論文等のうち意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りいたします。本誌に掲載された記事を全文または長文にわたり抜き取りして転載される場合には、事前に当館総務部総務課に連絡してください。本誌517号以降、PDF版を当館ホームページ (<http://www.ndl.go.jp/>) > 「刊行物」 > 「国立国会図書館月報」でご覧いただけます。



[[溪斎鯉の滝登り]]
溪斎英泉画 甘泉堂
大判錦絵 (36 × 25 cm) 上下2枚継
<請求記号 寄別7-8-1-3>

国立国会図書館月報

平成23年5月20日発行 (毎月1回20日発行)
(5月号通巻602号)

発売：社団法人 日本図書館協会 定価 525 円 (本体 500 円)